

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国、財務省証券の入札手続を変更

財務省は4月24日、財務省証券の入札手続を次のとおり変更し、29日入札分から実施する旨を発表した。

- (1) 政府関係機関および連銀(自己勘定ならびに外国通貨当局の代理人としての保有分を含む)の保有している財務省証券の期日乗換え分については、これまで一般応募と同条件で競争入札に参加するかたちをとっていたが、今後は競争入札から除外し一般入札分の平均落札価格による乗換えを認めることとする。
- (2) 今後は、上記諸勘定保有財務省証券の期日到来額を、そのつど公表することとする。

#### ◇ニクソン大統領、住宅建設促進策を発表

ニクソン大統領は5月10日、住宅金融を順便化し住宅建設の促進を図るため、概要以下のような措置を発表した。

- (1) 連邦住宅貸付銀行(Federal Home Loan Bank)は、新たに本年中30億ドルを限度として、政府保証外の新築住宅抵当証券(1件当たり最高35千ドル)を貯蓄金融機関から低利(8.75%)で買い上げることとする。これに要する資金を民間市場から調達することが困難な場合には財務省からの借入れを認める。
- (2) 連邦住宅貸付銀行は、貯蓄金融機関に対し40億ドルを限度として資金調達コストを下回る低利による貸出を行う。
- (3) 政府全国抵当協会(Government National Mortgage Association)のタンデム計画(注)に基づく、連邦住宅局(Federal Housing Administration)保険付きおよび復員軍人局(Veterans Administration)保証付きの新築住宅抵当証券買入れ枠を33億ドル追加する(本年初に66億ドルの拡大)。なお、買入れ金利は最近の市場金利上昇にかんがみ7.75%から8%に引き上げる。

(注) 住宅建設助成のための一種の利子補給制度。本計画においては、GNMAは市場金利を下回る上記金利で住宅抵当証券を買い入れ、市場金利で売却するもの。

- (4) 住宅抵当貸付に、連邦住宅局および復員軍人局が付保する場合の前提条件となる貸付金利上限を、従来の8.5%から8.75%に引き上げ、対象範囲を拡大する。

#### ◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は5月12日、公定歩合を8.25%から8.75%に引き上げ13日から実施する旨を発表した。

本措置の趣旨について Bouey 総裁は、「短期金利が米国およびユーロ市場の金利上昇などを映じてさらに高騰をみたこと、通貨および銀行信用がおう盛な資金需要等を背景に過度な拡大を示したこと、などを考慮したものである」と説明している。

なお、カナダ銀行ではこれと同時に同行の債券市場での売戻し条件付買入れについて、これまで公定歩合と同一であった金利上限を今後は公定歩合プラス0.5%に引き上げる旨(下限金利は従来同様公定歩合マイナス0.75%)を発表した。同行では本措置につき、「買入れ金利が最近時の91日ものTB平均入札金利プラス0.25%(ただし、上記上下限の範囲内)と定められているためTB入札金利が上昇し、公定歩合との金利差が縮小した場合、公定歩合引上げの恩恵が生じ公定歩合を維持するためにはTB市場への買介入を余儀なくされるなどの弊害が生じていたことにかんがみ採られたものである」と説明している。

### 欧州諸国

#### ◇EC、イタリアの輸入保証金問題に関し合意成立

1. EC農相理事会は6月4日、イタリアの輸入保証金制度(5月7日実施、4月号「要録」参照)の対象となっている農産物の取扱いについて検討、概要次のような合意により大部分の農産物については同制度の対象外とし6月10日以降実施することとなった。

- (1) 農産物取引に適用するリラのEC計算単位(uc)に対する平価(いわゆるグリーン・リラ)を12.5%切り下げる。
- (2) イタリアは域内農産物を輸入保証金制度の対象から除外する(ただし、牛肉に対しては25%の保証金を適用)。
- (3) EC各国はイタリア向け輸出農産物にかかる輸出補助金の適用を少なくとも3か月、最長8か月間停止する。

2. ECでは、フロート下において域内農産物の共通価格を維持するため、その輸出入につき、EC計算単位(uc)に対する各国平価と現行為替相場との乖離分だけを調整金(したがって、フロート・アップないし切上げ国は輸出補助金、輸入課徴金を適用、フロート・ダウンないし切下げ国は輸出課徴金、輸入補助金を適用することになる。73年6月号「要録」参照)によって調整して

おり、イタリアの調整金率(輸入補助金、輸出課徴金)は5月時点で約15%となっていた。したがって、今回合意のグリーン・リラ切下げは調整金率の引下げを意味し、輸入保証金制度と同様の輸入抑制効果を持つこととなる。

#### ◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、基準金利を引下げ

ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行のうち Lloyds は5月10日、Barclays および National Westminster は同22日、Midland は同23日、それぞれ基準金利を0.5%引き下げ12.0%(一流企業向け貸付金利は13.0%、基準金利の1.0%高)とするとともに、7日もの大口通知預金(注)金利を10.5%とし、各翌日(ただし Lloyds は5月13日)から実施する旨発表した。

(注) 1口1万ポンド以上。なお、1口1万ポンド未満の小口預金金利は9.5%に据置き。

今次引下げの口火を切った Lloyds では、「短期金利低下の利益を顧客に還元するものである」と説明しており、短期金利の低下傾向に追随するとともに、最近やや伸び悩んでいる貸出の伸長をもねらったものとみられている。

#### ◇英国、「賃金の物価スライド条項」発動

4月の小売物価が昨年10月の水準を9.8%上回った(5月24日発表)のに伴い、所得政策第3段階の「賃金の物価スライド条項」(いわゆる Threshold Agreements、「国別動向」参照)が5月第5週以降はじめて発動されることとなった。本条項の発動により当面週当たり1.20ポンドの賃上げ(2.5~3%の賃上げに相当)が約7百万人の労働者(政府推計、全労働者の約3割)を対象に行われるとみられている。

今後も物価上昇の根強さからみて、毎月週当たり40~80ペンス程度の自動的な賃上げが見込まれるほか、対象労働者数の増大も予想されるため、賃金コスト上昇を通ずる物価面への悪影響が懸念されている。

#### ◇英国政府、価格規制を一段と厳格化

英国政府は5月2日、現行所得政策「第3段階」の物価準則(Price Code)に関し、規制強化をねらいとした概要次のような改正令を公布した(施行は5月6日)。もっとも、政府原案(本年3月25日公表)を比べると、その後の業者代表との協議の過程でいくつかの留保条項が付け加えられたため、やや緩い規制内容となっている。

(1) 製造業、流通業者は、次のいずれかに該当する場合

を除き価格引上げ後3か月間は再値上げが認められない。

イ. 物価準則で認めている価格引上げ(やむをえざるコスト上昇見合い分)幅が10%以上に達する場合。

ロ. 価格引上げ時において製造総コストのうち原材料コストが75%以上を占めている場合。

ハ. 物価準則で認めている価格引上げ幅が5%以上で、かつ価格引上げ時において製造総コストのうち原材料コストが50%以上を占めている場合。

ニ. 価格引上げが特別に認められている場合(たとえば下記(2)のただし書に該当する場合等)。

(2) 食料品以外の大手卸、小売業者の粗利益率を10%削減する(なお食料品大手卸、小売業者についてはすでに4月1日から10%削減済み。4月号「要録」参照)。ただし、当該企業の純利益額が基準水準の75%未満となる場合には、粗利益削減率の10%以下への軽減を認める。

(3) 小売業者は、販売のため陳列した商品については、特定の場合(たとえば、当該商品の年間回転率が10回未満の場合等)を除き、価格引上げが認められない。

#### ◇ブンデスバンク、特別ロンバード貸付を再開

ブンデスバンクは5月27日、特別ロンバード貸付を適用金利10%で5月28日から当分の間実施する旨発表した(同貸付は4月8日以降停止されていた)。

本措置は月末にかけての金融市場ひっ迫により、翌日物コール・レートが16%に達したのに伴い金融市場への資金供給の道を開くとともに、コール・レートを10%前後の水準にまで低下させることをねらいとしてとられた措置とみられる。

#### ◇ブンデスバンク、再割引枠の使用制限を決定

ブンデスバンクは5月22日、再割引枠の使用限度を5月31日以降、当分の間従来の再割引枠(約100億マルク)の75%に引き下げることを決定した。

ブンデスバンクのコミュニケおよびクラゼン総裁、エミンガー副総裁の記者会見における発言によれば、本措置の目的、効果等は次のとおり。

(1) 本措置は、3月以降の短資流入(約65億マルク)によって生じた流動性を一部(約25億マルク)吸収する趣旨で行われたものである。

(2) 本措置は、金融市場における金利動向を逆転させるような強い効果は持たず、むしろ金利のいっそうの落込みを回避し、現在程度の水準で安定させる効果を持つにすぎない。

(3) 資本市場は短資流入による短期金融市場の引緩みを通じて一応安定を取り戻した。

#### ◇西ドイツ、10%物連邦債を発行

西ドイツ政府は5月28日、10%物連邦債(Bundesanleihe)を次の条件で発行することを決定した。

発行額	500百万マルク (うち50百万マルクはブンデスバンクが公開市場操作のために留保)
表面金利	10%
償還期限	1981年6月1日(期限前償還なし)
発行価格	97.75%
応募者利回り	10.47%
売出期間	5月31日～6月5日

#### ◇西ドイツ、新大統領を選出、シュミット新内閣発足

ハイネマン現大統領の任期満了(6月末)に伴う大統領選挙が5月15日に行われ、ワルター・シュール氏(Walter Scheel、自由民主党党首、前副首相兼外相)が4代目の大統領に選出された(7月1日就任予定、任期は5年)。

また、5月7日に辞任したブランド前首相の後任にはヘルムート・シュミット前蔵相が指名され(5月16日)、新首相は、社会民主党(SPD)、自由民主党(FDP)による連立内閣を組閣した。

新内閣の閣僚は次のとおり。

首相	Helmut Schmidt (SPD)
副首相兼外相	Hans-Dietrich Genscher (FDP)
内相	Werner Maihofer (FDP)
法相	Hans-Jochen Vogel (SPD)
○蔵相	Hans Apel (SPD)
経済相	Hans Friderichs (FDP)
食糧農林相	Josef Ertl (FDP)
労働社会相	Walter Arendt (SPD)
国防相	Georg Leber (SPD)
青年・家庭・保健相	Katharina Focke (SPD)
○交通相	Kurt Gscheidle (SPD)
○住宅・都市建設相	Karl Ravens (SPD)
両独関係相	Egon Franke (SPD)
○研究・技術相兼郵政・通信相	Hans Matthöfer (SPD)
○教育・科学相	Helmut Rohde (SPD)
経済協力相	Erhard Eppler (SPD)

(注) ○印は新入閣。

#### ◇フランス、新大統領の就任とシラク内閣の発足

1. ポンピドゥー前大統領急逝に伴う大統領選挙は、5月5日(第1次)、19日(第2次)の両日実施され、決戦投票の第2次選挙では保守系のジスカールデスタン候補が革新系のミッテラン候補を僅差(得票率50.8%対49.2%)で破り当選した。同氏は27日第5共和制第3代の大統領に就任、同日首相にシラク氏(前内相)を任命して新体制が発足した。

2. 新内閣の顔ぶれは次のとおり。

首相	J. Chirac
内相	M. Poniatowski
法相	J. Lecanuet
国防相	J. Soufflet
行政改革相	J.-J. Servan-Schreiber
外相	J. Sauvagnargues
蔵相	J.-P. Fourcade
文相	R. Haby
海外協力相	P. Abelin
建設相	R. Galley
農相	C. Bonnet
文化環境相	A. Jarrot
労相	M. Durafour
厚相	S. Veil
産業相	M. d'Ornano
商工相	V. Anquier

#### ◇オーストリア、公定歩合引上げ等の引締め強化措置を発表

1. オーストリア国民銀行は5月14日、次の措置を決定した。

(1) 公定歩合を5.5%から6.5%へ、債券担保貸付歩合(Lombardsatz)を6%から7%へそれぞれ引き上げ、5月15日から実施する。

(2) 本年6月末期限到来の金融機関の貸出増加額規制を本年末まで延長、規制増加率は7月以降も引き続き73年12月末残高に対して月1%増とする。ただし、外貨建貸出は7月以降規制対象貸出に算入しない。

今回の公定歩合引上げはこのところ物価上昇が一段と加速していることから、引締めの一環の強化を打ち出し金利水準の引上げを図ることが必要となったことによるもので、貸出増加額規制の7月以降延長もこの線に沿った措置とみられる。

2. 上記公定歩合引上げに対応して、大蔵省、国民銀行、市中銀行の3者は同日、貯蓄預金、定期預金、債券等の調達資金金利についても6月1日以降0.5~1.5%引き上

げる(法定告知期間付定期預金 3.5%から 5%へ、3年以上定期預金 5.5%から 6%へ、債券表面利率 7%から 8.5%へ)ことで合意をみた。

#### ◇オーストリア・シリング、EC共同フロート通貨に対する変動幅を拡大

1. オーストリア国民銀行は 5月16日、為替市場への介入を停止し、翌17日にはEC共同フロート通貨に対するオーストリア・シリングの変動幅(注)を従来の 2.25%から 4.5%に拡大することを決定、発表した(これに伴いドイツ・マルクの上下限相場は従来の 7.4987シリング、7.1689シリングから 7.6692シリング、7.0094シリングに、また他の共同フロート通貨に対する上下限相場も同様変更された)。

(注) 73年3月のEC共同フロート発足以来、オーストリアは一方的に共同フロート通貨に対してシリング・レートを固定、介入のめどとして上下限を定めている。

2. 本措置は、このところ国内為替市場がオーストリア・シリングの切上げ説等に起因する短資の流入からきわめて不安定となっており、オーストリア国民銀行の為替市場介入額も増大してきているため、相場変動の余地を広げ、市場操作の円滑化を図る趣旨から実施されたものとみられるが、同時にドイツ・マルク等に対する実質的な切上げを通じて物価上昇抑制に資することが期待されている。

#### ◇スイス国民銀行、市中貸出増加額規制の再延長を決定

スイス国民銀行は本年7月末に期限切れとなる市中貸出増加額規制を1年間再延長し(75年7月末まで)、規制上の増加率は引き続き年7%増とすることを決定した。

本件に関し同行では、「市中貸出増加額規制の再延長は、消費者物価をはじめ諸物価が依然高い上昇を続け今のところ鎮静のめどもたちにくい状況にあり、これが抑制のためにはなお相当期間の引締め堅持が必要と判断したことによるものである」とコメントしている。

#### ◇スイス、外債発行を停止

スイス国民銀行は 5月21日、スイス・フラン建外債の発行を同日以降当分の間禁止する旨決定、発表した。

本措置は、資本市場の不安定、国内債の消化難などの事態を打開し、資本市場の機能を正常化させる趣旨から実施されたものとみられる。

#### ◇デンマーク、間接税の引上げを実施

デンマーク政府は 5月8日、間接税引上げ法案を発表、同法案は 5月15日議会を通過した。本措置は、自動車、

電機製品等耐久消費財および酒、たばこ等嗜好品について本年末までの予定で間接税率を10~50%引き上げるものであるが、とくに輸入品に重点が置かれており、最近の貿易収支悪化(本年第1四半期赤字45億クローネ、前年同期同22億クローネ)に対処したものである。

#### ◇南アフリカ、公定歩合を引上げ

南アフリカ準備銀行は 5月30日、公定歩合の 1%引上げ(6.5→7.5%)を発表し、6月1日から実施した。

### アジアおよび大洋州諸国

#### ◇日本と南ベトナム、経済援助に関する交換公文に調印

日本、南ベトナム両国政府は 3月30日、サイゴンで経済援助に関する交換公文に調印した。同交換公文の概要は次のとおり。

- (1) 日本は、南ベトナム政府の要請に基づき、医薬品、農業用トラクター、農具、難民用住宅ならびに鉄骨等建設資材調達のため、50億円を限度とする無償資金協力をを行う。
- (2) 日本は、南ベトナム経済の復興・安定に資するため、82億5千万円を限度とする円借款を供与する。供与条件は、①金利、年2.75%、②償還期間、10年据置き後20年、③使用期限、1975年3月31日、とする。
- (3) 日本は、南ベトナム政府の要請に基づき、ダニム発電所からサイゴン市に至る送電線(全長約260km)の修復に必要な技術指導を目的に42百万円を限度とする無償資金協力をを行う。

#### ◇マレーシア、インフレ抑制措置を実施

1. マレーシア政府と中央銀行は 4月23日、次のとおり一連のインフレ抑制措置を発表し、翌日から実施した。

##### (1) 貸出金利の引上げ

	旧	新
対政府・政府機関貸出	年8.5%	年9.5%
対民間貸出	9.0	10.0

##### (2) 預金金利の引上げ

貯蓄預金	5.5	6.5
定期預金		
1ヵ月もの	4.0	4.25
3 "	6.0	6.5
6 "	6.25	7.0
9 "	7.0	8.0
1年もの	8.0	9.0

ただし、2年もの、3年ものについては、従来どおり預金者との個別交渉にゆだねられる。

### (3) 商業銀行の対民間貸出残高規制

74年末の貸出残高は73年末(48.7億マレーシア・ドル)比20%増を限度とする(1月号「要録」参照)。

### (4) 商業銀行の貯蓄預金運用に関する規制

貯蓄預金の50%を次のとおり運用するものとする。

イ. 貯蓄預金の5%は信用保証スキームに基づく小額貸付に運用する。

ロ. 残り45%を政府証券の購入ないし住宅貸付に運用する。

### (5) ゴム、パーム油、すずの輸出課徴金等の引上げ(注)

2. 今次措置の背景としては、①昨年末、来預金準備率の引上げ(73年12月)、貸出残高規制(74年1月以降)などの金融引締め措置や生活必需物資の輸入関税撤廃・引下げ(73年12月)、建設資材等に対する輸出税賦課(同)などの直接規制を行ってきたにもかかわらず、消費者物価が騰勢を強めており、引き続き過剰資金の吸収を図るとともに投機など非生産的需資を抑制する必要があること、②シンガポールでは3月4日、すでに預貸金金利の引上げ(4月号「要録」参照)を実施しており、同国への資金流出を抑制する見地からも金利引上げが必要であること、などが指摘されている。

(注) ゴムの輸出課徴金

取引価格(ボンド当りマレ) (マレーシア・セント)	課徴金(マレーシア・セント)	
	旧	新
62.5未満	1/8~2	1/8~2
62.5~70未満	2	2
70~130未満	2	2~13
130以上	2	取引価格の10%

また、パーム油、すずについても取引価格に応じ課徴金税率がそれぞれ引き上げられている。

たものとみられている。

(注) フィリピン・ナショナル・バンク、FNCB、チャイナ・バンキング・コーポレーション、エタィタブル・バンキング・コーポレーション、フィリピン・コマーシャル・インダストリアル・バンクの5行。

## ◇フィリピン、外資系企業の国内借入れ規制措置を発表

1. フィリピン政府は5月15日、外資系企業の国内借入れを次のとおり規制する旨明らかにした。

(1) 投資奨励法、輸出奨励法により設立された企業

フィリピン側出資比率	国内借入れ率(注)
0~9%	2%
10~19	14
20~29	26
30~39	38
40~49	50
50~59	60
60以上	制限なし

(2) 外国人事業活動制限法により規制される企業

フィリピン側出資比率	国内借入れ率(注)
0~9%	0%
10~19	10
20~29	20
30~39	30
40~49	40
50~59	50
60~69	60
70以上	制限なし

2. 今次措置は、戒厳令施行(72年9月)後同国への投資が増加しており、外資系企業の資金調達に際し同国での借入れに依存する傾向が強まっているため、地場企業の資金調達源を確保するとともに外資系企業の外貨持込みを促進することをねらったものとみられている。

(注) 当該企業の国内金融機関からの借入れ割合。

## ◇フィリピン、金取引を自由化

フィリピン中央銀行は5月初旬、商業銀行5行(注)に対し金の売買、保有を認めるなど金取引を自由化するとともに、産金業者に対する貸付業務を認可する旨発表した。同国では、従来産金業者は政府の Gold Subsidy Programme に基づき産出金を公定価格で中央銀行に売却することが義務づけられていたが、今後、国際市場価格で商業銀行に売却することができるほか、産出金を担保に商業銀行から年利6%の融資を受けることができることとなった。

本措置は、近年同国の産金量が伸び悩んでいるため(70年603千ファイン・オンス→72年607千ファイン・オンス)、産金業者に対し増産を奨励する見地から採られ

## 共産圏諸国

### ◇コメコン、創立25年を記念しシンポジウムを開催

コメコンは東側の経済協力機構として1949年に創設され、本年で25年目を迎えた。これを記念し、コメコン事務局および国際経済問題研究所主催による「コメコン25年」と題するシンポジウムが、さる4月16、17日の両日モスクワで開催された。そのなかで注目された諸点は次のとおり。

(1) 国連食糧農業機構はじめ国際原子力委員会、国際標準化機構等の諸代表が、こぞってコメコンとの協力を促進することが必要であると言明、また、昨年コメコ

ンとの協力協定に調印したフィンランドのライネ外国貿易相は、社会主義諸国との協力がいまや同国の対外経済関係において重要な地位を占めるに至った旨を強調し注目された。

(2) コメコン諸国は発展途上地域における63か国と経済技術援助協定を締結し、これまで2,900にも上る工業プロジェクト等の建設に協力してきたほか、昨年コメコン投資銀行に発展途上国に対し資金援助を与えるための特別基金が設けられたとの説明がコメコン事務局からなされた。これをうけて、国連アフリカ経済委員会のガーディナー代表は、かかるコメコン活動を高く評価すると述べるとともに、コメコンが今後新しい形の国際機構としてふさわしい業績をいっそう高めるよう要望した。

(3) コメコンの当面の課題は、計画化の面で協力を促進しようとするものである。たとえば、コメコン諸国の生産部門、外国貿易部門および科学・技術開発部門等で共同して計画化するための協力方法を見いだそうとするもので、こうした計画の共同化が実現することは、コメコンの最終目標である域内の経済統合に向かって前進するものである旨がコメコン側から説明がなされた。

#### ◇ソ連、英国と長期経済協力協定に調印

ソ連は英国との間で5月6日、10年間(74年以降)にわたる経済協力協定に調印した。その協力細目については今後開かれる両国合同委員会において討議がなされることになっている。この協定のねらいは、①これまでの両国間における貿易上の不均衡(たとえば、昨年におけるソ連の対英貿易は輸出330百万ポンド、輸入97百万ポンドで差引き233百万ポンドの大幅出超)を是正するため、ソ連が英国から輸入を望んでいる石油化学・製紙関係等の機械設備をソ連の今後の輸入計画に長期的に織り込むことのほか、②工業、科学、技術等広範な協力を相互間において促進することなどにあるといわれている。

#### ◇ルーマニア、米銀支店の開設を認可

米国のマニファクチャラーズ・ハンオーバー・トラスト・オブ・ニューヨークは、ブカレスト市に

その支店を開設する認可申請をルーマニア当局に行っていたが、さる4月認可され、5月20日から開店されたと伝えられる。

ルーマニアはこれまで西側先進諸国と自主的に経済交流を深めており、すでに72年12月にIMFおよび世銀への加盟を実現、また、ルーマニア外国貿易銀行はパリに仏系銀行と合弁銀行(71年)およびロンドンにも英米系銀行と合弁銀行(73年)をそれぞれ設立する一方、ルーマニア国内に米企業と合弁でコンピューター端末機器製造の企業が設立(73年)されており、このたびの米銀支店の開設もコメコンにおいてはじめてのことである(モスクワに進出した西側の諸銀行は支店でなく、すべて海外駐在員事務所)。なお、このたびの支店設置については、ルーマニア国内の個人、企業との取引はルーマニア外国貿易銀行の承認を取り付ける必要があるといった制約があるにしても、同支店の開設は両国間の貿易促進に少なからず寄与するものとして内外から関心が寄せられている。

#### ◇中国、元の為替レートを変更

中国人民銀行は、本年に入ってからこれまで(48年3、8、12月号「要録」参照)と同様、西側主要国通貨の為替相場変動に対応してしばしば元レートを変更、5月16日現在の主要国通貨に対するレートは下表のとおりとなっている。年初来の動きをみると、ドイツ・マルク、スイス・フランに対して切下げとなっているほかは、米ドルをはじめとするおおかたの主要国通貨に対して切上げとなっており、香港ドルを除き昨年2月(米ドル切下げに伴い元レート変更)以降年末までの動きとは

#### 元の為替レートの推移

(単位・各国通貨100単位当り・元)

	74. 5. 16 (A)	73 年 末 (B)	73. 2. 15 (C)	(注1) 元の切上げ率 (△は切下げ)		
				(A)/(B)	(B)/(C)	(A)/(C)
日 本 円 (1元当り円) <同 実 勢>(注2)	0.6856 ( 145.86)	0.7171 ( 139.45)	0.7677 ( 130.25)	4.6	7.1	12.0
米 ド ル	190.13	202.02	205.02	6.3	1.5	7.8
英 ポ ン ド	461.40	468.39	504.25	1.5	7.7	9.3
ド イ ツ ・ マ ル ク	77.19	74.88	69.66	△3.0	△7.0	△9.8
フ ラ ン ス ・ フ ラ ン	39.23	43.05	43.86	9.7	1.9	11.8
ス イ ス ・ フ ラ ン	66.06	62.70	59.99	△5.1	△4.3	△9.2
香 港 ド ル	37.16	39.47	38.99	6.2	△1.2	4.9

(注1) 米ドル切下げに伴う主要国通貨調整直後(日本円については2月19日)。

(注2) 為銀の対顧客レートは、73年8月27日以降実勢レート(元・ポンドの公示レート、ニューヨークにおけるポンド・ドル相場および東京におけるドル・円相場から裁定した円・元レート)によることになっている。

は同様な動きを示している。

#### ◇中国、1974年春季広州交易会を開催

本年の春季広州交易会は、広州市の新会場で例年どおり4月15日から1か月間開催され、世界各国から約25千人が参加した。今回は、とくにアジア、アフリカ、ラテン・アメリカの発展途上国からの参加者が急増したほか、欧米諸国も昨秋同様活発な商談を展開し、成約は全体として順調に伸びた(中国当局)と伝えられる。

日本からは、前回をやや下回る約2,100人(昨年秋季に

は約2,350人)が参加し、日本側の輸入では、主力輸入品である生糸、繊維製品、水産物等が国内市況の低迷や在庫過剰からほとんど成約ができていない状況であったこと、一方輸出面でも、主力輸出商品の機械類、化学品、合繊原料等の価格上昇が著しい(おおむね5割前後のアップで、機械では物によっては倍以上の上昇)ため、中国側の買控えが目だったことから輸出入成約総額は往復2億ドル前後と昨年秋季の3億ドルを大幅に下回った模様である。